
Bookkeeping Accounting Theory

ver: Apr-2022

Feb-2023

全国経理教育協会簿記能力検定上級

Jun-2023

日本商工会議所簿記検定試験1級

本テキスト（紙媒体及び電磁媒体）は 2022 年度の履修生他、執筆者が許可した者だけに提供するものである。以下の場合を除いて複製（一部または全部）は禁止する。

- 1.紙媒体は、利用範囲が本人学習に限定される場合。
- 2.電磁媒体は、執筆者が許可した者のみ、バックアップ^o を目的とする場合。

著作権を放棄しない。

個別財務諸表における税効果会計

6

Part

Chapter1 税効果会計の前提知識となる法人税等の計算	1
Section1 税引前当期純利益と課税所得	1
Section2 収益・費用と益金・損金	2
Section3 実効税率	2
Section4 法人税等の計算	5
Chapter2 税効果会計の考え方(概略)	7
Section1 税効果会計の意義と必要性	7
Section2 時期的なズレによるものと永久にズレるもの	9
Section3 基本的な処理	10
Chapter3 税効果会計の考え方(各論)	19
Section1 ズレる金額を繰り延べる場合の上限額	19
Section2 実行税率変更見込みとズレる金額の計算	27
Chapter4 税効果会計における差異の種類	31
Section1 主な差異	31
Chapter5 税効果会計の具体的な会計処理	33
Section1 税効果会計の具体的な会計処理	33
Chapter6 税効果会計の具体的な開示	41
Section1 貸借対照表と損益計算書	41
Section2 注記	43
Section3 四半期財務諸表と税効果会計	50

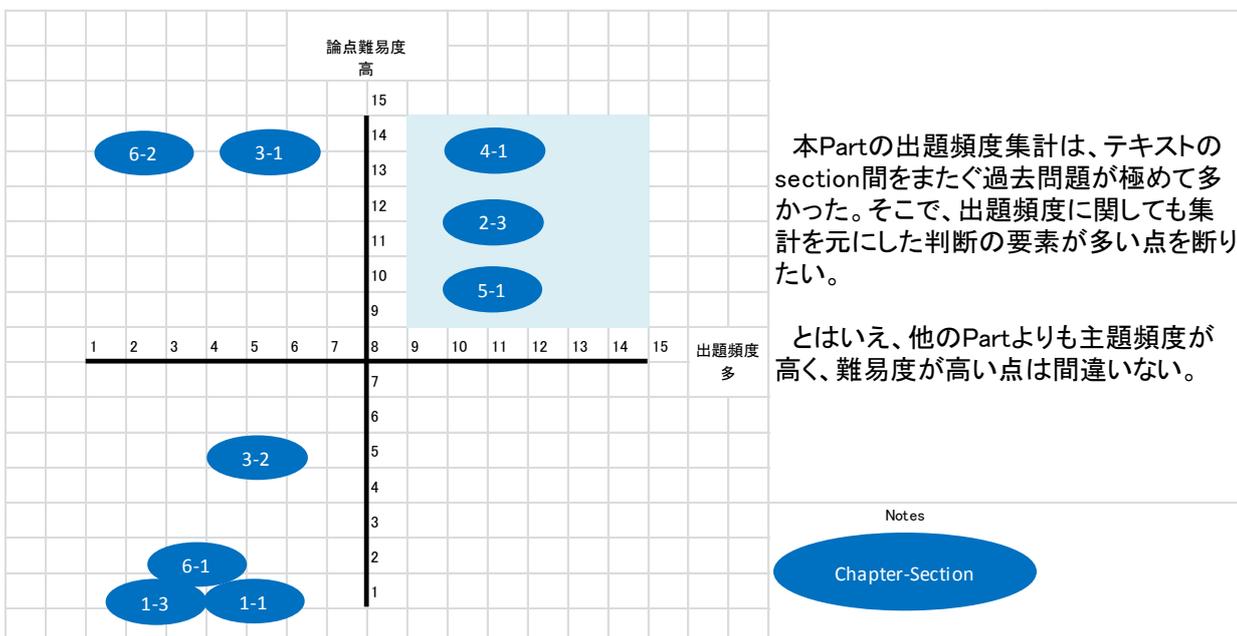
損益計算書		
D株式会社	自2022年3月1日 至2023年2月28日	(単位:千円)
売上高		
役員収益	600,000	
商品売上高	400,000	1,000,000
売上原価		
期首商品棚卸高	200,000	
当期商品仕入高	530,000	
合計	730,000	
広告宣伝費	4,000	
火災損失	6,000	
期末商品棚卸高	180,000	
差引	540,000	
商品低価評価損	10,000	550,000
売上総利益		450,000
販売費及び一般管理費		
棚卸減耗費	2,000	
事業税(付加価値制・資本制)	500	
雑費	20,500	255,000
営業利益		195,000
営業外収益		
受取利息	3,000	
仕入割引	1,000	
雑収入	9,000	57,500
営業外費用		
支払利息	3,500	
雑損失	3,000	37,000
経常利益		215,500
特別利益		
社債償還益	2,000	
新株予約権戻入益	10,000	26,500
特別損失合計		
特別損失		
棚卸減耗損	1,500	
減損損失	38,000	142,000
税引前当期純利益		100,000
法人税、住民税及び事業税	33,000	
法人税等調整額	△ 3,000	30,000
当期純利益		70,000

貸借対照表				
C株式会社	2023年2月22日現在		(単位:千円)	
	資産の部		負債の部	
流動資産			流動負債	
現金及び預金		100,000	支払手形	270,000
受取手形	300,000		買掛金	180,000
貸倒引当金	△ 6,000	294,000	短期借入金	29,000
売掛金	200,000		1年内償還予定の社債	25,000
貸倒引当金	△ 4,000	196,000	リース債務	15,000
リース債権		68,000	未払金	10,000
商品及び製品		50,000	未払法人税等	55,000
未収収益		82,000	預り金	16,000
短期貸付金		40,000	前受収益	10,000
流動資産合計		980,000	資産除去債務	10,000
固定資産			流動負債合計	695,000
有形固定資産			固定負債	
建物	300,000		社債	243,000
減価償却累計額	△ 60,000	240,000	繰延税金負債	1,500
建設仮勘定		76,000	退職給付引当金	68,000
有形固定資産合計		780,000	固定負債合計	650,000
無形固定資産			負債合計	1,345,000
のれん	15,000		純資産の部	
特許権	10,000		株主資本	
ソフトウェア	20,000		資本金	300,000
無形固定資産合計		45,000	資本剰余金	
投資その他の資産			資本準備金	20,000
投資有価証券	30,000		その他資本剰余金	10,000
関係会社株式	21,000		資本剰余金合計	30,000
長期貸付金	10,000		利益剰余金	
破産更生債権等	11,000		利益準備金	20,000
長期定期預金	10,000		その他利益剰余金	
繰延税金資産	22,000		固定資産圧縮積立金	50,000
投資不動産	11,000		繰越利益剰余金	195,000
投資その他の資産合計	135,000		利益剰余金合計	290,000
固定資産合計		960,000	自己株式	△ 10,000
繰延資産			株主資本合計	610,000
創立費	10,000		評価換算差額等	
開業費	12,000		その他有価証券評価差額金	15,000
株式交付費	13,000		繰延ヘッジ損益	10,000
社債発行費	14,000		評価換算差額等合計	25,000
開発費	11,000		新株予約権	20,000
繰延資産合計	60,000		純資産合計	655,000
資産合計	2,000,000		負債純資産合計	2,000,000

注)繰延税金資産と繰延税金負債は純額で表示すべきところ、学習上、網羅的に表示したいがために、総額で表示している。

税効果会計は、たった3つの勘定科目で、税金費用関係の実態を財務諸表に表す。会計上の税金費用と税務上の納税額をめぐる経過勘定項目の扱いとってよいだろう。ところが、仮定に基づいた経営者の判断要素が高いこと、金額が多額になりがちであることから、計上額において対立が生まれやすい論点でもある。経営者と経理部、経営者と監査法人など…。

本 Part を履修することにより、税効果会計といった技術のみならず、判断が伴う会計処理の責任の重さ、経営判断に寄り添った技術の大切さを理解できるだろう。



本Partの出題頻度集計は、テキストのsection間をまたぐ過去問題が極めて多かった。そこで、出題頻度に関しても集計を元にした判断の要素が多い点を断りたい。

とはいえ、他のPartよりも主題頻度が高く、難易度が高い点は間違いない。

Part 6 個別財務諸表における税効果会計

Chapter 1 税効果会計の前提知識となる法人税等の計算

Section1:税引前当期純利益と課税所得

1. 税引前当期純利益と課税所得

会社の所得に課されるのが法人税等である。この法人税等は会計上の利益に相当する課税所得に、一定率を乗じて算定される。

$$\text{法人税等} = \text{課税所得} \times (\text{実効}) \text{税率}$$

ここで、会計上の税引前当期純利益の額と税務上の課税所得の額は税務調整のため若干の違いが生じることが通常である。課税所得は、会計上の収益・費用に相当する益金・損金によって算定される。ところが、会計上の収益・費用の額と税務上の益金・損金の額は税務調整のため若干の違いが生じることが通常だからである。

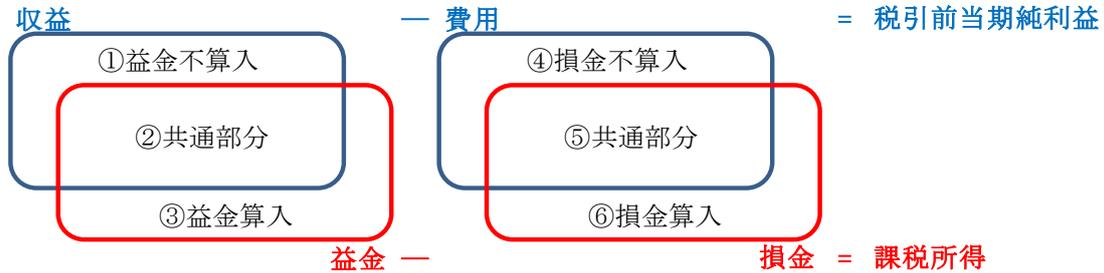
From TEST

・全経 商簿

Section2:収益・費用と益金・損金

1. 収益・費用と益金・損金

会計上の税引前当期純利益は“収益－費用”で計算するが、税務上の課税所得は“益金－損金”で計算する。



税引前当期純利益の計算は“収益－費用”なので、“収益 (①+②)－費用 (④+⑤)”である。一方で、課税所得の計算は“益金－損金”なので、“益金 (②+③)－損金 (⑤+⑥)”である。ここで、税引前当期純利益から課税所得を導き出す関係を次のように示すことができる。

$$\begin{aligned} & \text{税引前当期純利益} + \text{調整} = \text{課税所得} \\ & \text{税引前当期純利益} + (-① + ③ + ④ - ⑥) = \text{課税所得} \end{aligned}$$

- ①益金不算入： 収益であるが益金にならない項目
- ③益金算入： 収益でないが益金になる項目
- ④損金不算入： 費用であるが損金にならない項目
- ⑥損金算入： 費用でないが損金になる項目

Section3:実効税率 ←

1. 実効税率

実行税率は法人税法上規定されており、納付する法人税を計算するために課税所得に乗じる率である。この実効税率は法人税法の改定に伴い変更されることがある。

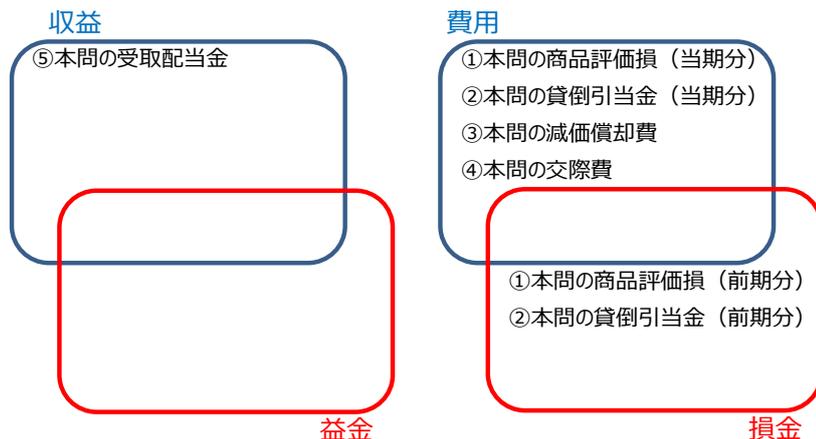
さて、所得に課される税金は、法人税を代表に、他に住民税、事業税（所得割）がある。これらを損益計算書では“法人税、住民税、事業税”勘定（ないしは“法人税等”勘定）で表示する。当該勘定は、法人税、住民税及び事業税を加味した実効税率で計算される。

Example6-1

次の資料により、当期（×2年度）の法人税等の金額を求め、期末における法人税等の仕訳を示しなさい。

1. 損益計算書で計算された税引前当期純利益は5,000円であり、以下の差異を加減した課税所得に対して30%の法人税等を計上する。なお、仮払法人税等700円がある。
2. 会計上と税務上の差異
 - ① ×1年度末（前期末）において仕入原価30,000円の商品が陳腐化したため、商品評価損700円を計上したが、法人税法上、損金不算入となった。しかし、×2年度（当期）においてその商品を売却したため、損金算入が認められた。
また、×2年度末（当期末）において仕入原価20,000円の商品が陳腐化したため、商品評価損を600円計上したが、法人税法上損金不算入となった。
 - ② ×1年度末（前期末）において売掛金50,000円に対して500円の貸倒引当金を設定していたが、法人税法上、損金不算入となった。しかし、×2年度（当期）において損金算入が認められた。
また、×2年度末（当期末）において売掛金40,000円に対して400円の貸倒引当金を設定したが、法人税法上、損金不算入となった。
 - ③ ×1年度末（前期末）における減価償却費の償却限度超過額の累計額は600円であった。×2年度（当期）において償却限度超過額300円が損金不算入となったため、×2年度末（当期末）における償却超過額の累計額は900円となった。
 - ④ ×2年度（当期）において交際費200円が損金不算入となった。
 - ⑤ ×2年度（当期）において受取配当金100円が益金不算入となった。

(1) 本問の場合の税務調整



(2) 課税所得と法人税等の計算

税引前当期純利益 (1.)	5,000円	
調整		
商品評価損の損金不算入額の解消 (①)	△ 700円	損金算入 (減算調整)
商品評価損の損金不算入額の発生 (①)	600円	損金不算入 (加算調整)
貸倒引当金の損金不算入額の解消 (②)	△ 500円	損金算入 (減算調整)
貸倒引当金の損金不算入額の発生 (②)	400円	損金不算入 (加算調整)
減価償却費の償却限度超過額 (③)	300円	損金不算入 (加算調整)
交際費の損金不算入額の発生 (④)	200円	損金不算入 (加算調整)
受取配当金の益金不算入額の発生 (⑤)	△ 100円	益金不算入 (減算調整)
課税所得	5,200円	

(3) 法人税等の仕訳

(借) 法人税等	※① 1,560	(貸) 仮払法人税等	※② 700
		未払法人税等	※③ 860

※① 課税所得5,200円×税率30% (問題文1.より) =1,560円

※② 問題文1.より

※③ 差額

Part 6 個別財務諸表における税効果会計

Section4:法人税等の計算

1. 法人税等を計算する申告書

法人税を計算する申告書には、税引前当期純利益から課税所得を導き出す“別表4”と別表4で計算された課税所得に税率を乗じて納付額を導き出す“別表1”がある（figure6-1 参照）。

この申告書を税務当局に提出し、お金を納付することになる。



Figure6-1
法人税の申告書である別表4と別表1の仕組み(イメージ)
(example6-1を例に)

別表4	
① 税引前当期純利益	5,000円
② 調整	
商品評価損の損金不算入額の解消	△ 700円
商品評価損の損金不算入額の発生	600円
貸倒引当金の損金不算入額の解消	△ 500円
貸倒引当金の損金不算入額の発生	400円
減価償却費の償却限度超過額	300円
交際費の損金不算入額の発生	200円
受取配当金の益金不算入額の発生	△ 100円
③ 課税所得	5,200円 ←①-②

別表1	
① 課税所得	5,200円
② 税率	30%
③ 法人税額	1,560円 ←①×③
④ 中間申告分	700円
⑤ 差引納付額	860円 ←③-④

Part 6 個別財務諸表における税効果会計

Chapter 2 税効果会計の考え方（概略）

→ Section1:税効果会計の意義と必要性

From TEST

・日商 会計学

1. 税効果会計とは

税効果会計とは、会計上の収益・費用と法人税法上の益金・損金の認識時点の相違などで会計上の資産・負債の額と法人税法上の資産・負債の額に相違がある場合、所得に課する法人税等の額を適切に配分することにより、法人税等を税引前当期純利益に対応させるための手続きである。

したがって、損益計算書の“法人税等”勘定に関し、前払い・未払いといった時期的なズレを調整し、当期の収益・当期の費用に対応した当期の会計上の税金費用を財務諸表に反映させようという手続きである。

2. 税効果会計の必要性

前述のとおり、所得に課される税金費用であるところの“法人税等”勘定は、課税所得をベースに計算される。一方で、会計上の税引前当期純利益と課税所得に差異がある場合、法人税等の金額は当期の利益に対応しない翌期以降の前払い・未払いの性格をもった納税額も含んでいることがある（figure6-2 参照）。そこで、会計上の前払い・未払いと考えられる部分を調整することにより、法人税等の金額が税引前当期純利益と期間的に対応し、財務諸表の比較可能性を保つことができる。これが税効果会計の役立ちである。

ところで、税引前当期純利益と課税所得との差異は、前払い・未払いの性格をもった時期的なズレによるものだけでなく、永久にズレが解消されないものもある。次の section2 では、ズレが会計上と税務上で解消されるか否かといった観点を深く検討する。

Figure6-2

例

当期に仕入れた2022年秋冬物のコート(取得原価10,000円)について、流行遅れとなったので当期末に5,000円の評価損を計上した。翌期に入り、当該コートを販売することができた。なお、法人税等の計算に使用する実行税率は30%である。

当期

会計上		税務上	
2022秋冬物コート		2022秋冬物コート	
期首	売上原価	期首	売上原価
0円	0円	0円	0円
当期仕入	期末	当期仕入	期末
10,000円	10,000円 △5,000円 5,000円	10,000円	10,000円

	借方	貸方		借方	貸方
	仕入	10,000	現金	10,000	
	仕入	0	繰越商品	0	
決算整理	繰越商品	10,000	仕入	10,000	
	商品評価損	5,000	繰越商品	5,000	

	借方	貸方
	仕入	10,000
	仕入	0
決算整理	繰越商品	10,000
	仕訳なし	

損益計算書		法人税等(納付額)の計算		
売上	100,000	益金	100,000	
売上原価	85,000	損金	85,000	
商品評価損	5,000			
税率30%で 対応しない	税引前利益	10,000	課税所得	15,000
	法人税等	4,500	税率	30%
	当期純利益	5,500	法人税等(納付額)	4,500

翌期

会計上		税務上	
2022秋冬物コート		2022秋冬物コート	
期首	売上原価	期首	売上原価
5,000円	5,000円	10,000円	10,000円
当期仕入	期末	当期仕入	期末
0円	0円	0円	0円

	借方	貸方		借方	貸方
	仕入	5,000	繰越商品	5,000	
決算整理	繰越商品	0	仕入	0	

	借方	貸方
	仕入	10,000
	繰越商品	0

損益計算書		法人税等(納付額)の計算	
売上	100,000	益金	100,000
売上原価	85,000	損金	85,000
秋冬物コートの売上原価	5,000	秋冬物コートの売上原価	10,000
税引前利益	10,000	課税所得	5,000
法人税等	1,500	税率	30%
当期純利益	8,500	法人税等(納付額)	1,500

←前期の会計上の商品評価損5,000円が翌期には税務上の損金となった。商品評価損という費用5,000円が損金になるかどうかは時期的な問題であった。

Part 6 個別財務諸表における税効果会計

Section2:時期的なズレによるものと永久にズレるもの

1. 会計上と税務上の差異が時期的なズレか永久的なズレか

会計上と税務上の差異には、以下のものがある。

一時差異	会計上の収益・費用と法人税法上の益金・損金との認識時点の違いなどによって生じた会計上の資産・負債の金額と法人税法上の資産・負債の金額との差額である。 差異が生じている資産・負債が将来売却・決済されることなどにより解消する。一時差異はその差異が一時的であることから前払い・未払いといった税金費用の経過勘定調整ともいえ、税効果会計を適用する。
永久差異	会計上は収益・費用として計上したが、法人税法上は益金・損金として永久に扱われないものから生じた差異である。 永久に解消されない。永久差異は、前払い・未払いといった税金費用の経過勘定調整の性格は無いので税効果会計を適用しない。

時期的なズレによるものだけが税効果会計の対象となるので、次の section3 からは、前払費用、未払費用といったよく知る勘定科目を使用して税効果会計の基本的な処理の考え方を説明する。税効果会計では、特有の勘定科目が用意されているが、まずは考え方の理解に努めよう。

Section3:基本的な処理

1. 考え方

税務上の課税所得をもとに計算された法人税等の当期納付額のうち、会計上は前払いに相当するものを、本 section に限って、“前払税金費用”と呼ぼう。一方で、未払いに相当するものを本 section に限って“未払税金費用”と呼ぼう。また、当期分の納付額である“法人税等”勘定は税金に係る費用勘定として、そのまま“法人税等”と呼ぼう (figure6-3 参照)。

以上をもとに、経過勘定項目としての意味合いである税効果会計においては、以下のパターンの会計処理のみが考えられる。

法人税等を繰り延べる場合：将来の税金（課税所得）を減らす効果のある時期的なズレ発生（繰り延べ時）

借) 前払税金費用 (資産)	貸) 法人税等 (費用)
----------------	--------------

将来の税金を減らす分（将来の税金費用）を当期に前払いとして納付している。

解消時

借) 法人税等 (費用)	貸) 前払税金費用 (資産)
--------------	----------------

発生（繰り延べ時）の逆仕訳である。

法人税等を見越し場合：将来の税金（課税所得）を増やす効果のある時期的なズレ発生（見越し時）

借) 法人税等 (費用)	貸) 未払税金費用 (負債)
--------------	----------------

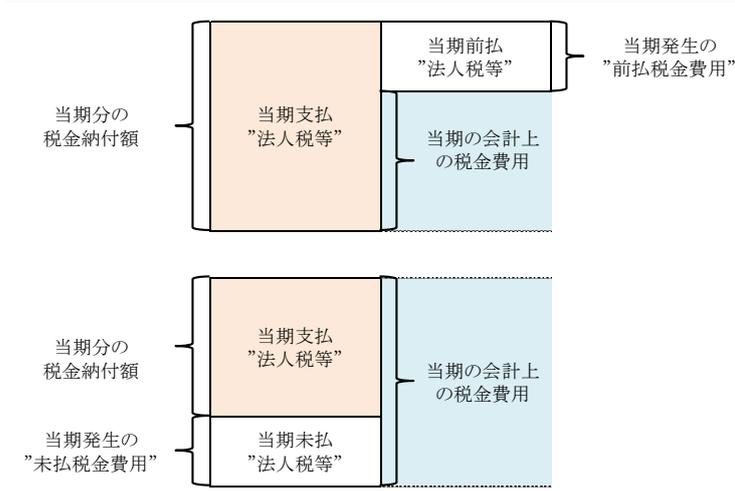
将来の税金を増やす分（当期の税金費用）を当期に未払いとして納付していない。

解消時

借) 未払税金費用 (負債)	貸) 法人税等 (費用)
----------------	--------------

発生（見越し時）の逆仕訳である。

Figure6-3



Part 6 個別財務諸表における税効果会計

2. 使用する勘定科目

税効果会計で使用する勘定科目は、先ほどの考え方に照らして、次のとおりである。すなわち、“前払税金費用”勘定が“繰延税金資産”勘定、“未払税金費用”勘定が“繰延税金負債”勘定、そして“法人税等”勘定を当該法人税等を調整する勘定科目として“法人税等調整額”勘定とする。下記で整理する。

	意義	表示
繰延税金資産 (DTA:Deferred Tax Assets)	法人税等を繰り延べる場合に計上される借方科目（資産科目）であり、将来の法人税等の納付額を減額する効果がある。	貸借対照表： 投資その他の資産 ただし、繰延税金負債と相殺して純額で表示する。
繰延税金負債 (DTL:Deferred Tax Liability)	法人税等を見越し計上する場合に計上される貸方科目（負債科目）であり、将来の法人税等の納付額を増額する効果がある。	貸借対照表： 固定負債 ただし、繰延税金資産と相殺して純額で表示する。
法人税等調整額 (ITA:Income taxes Adjustment)	法人税等を繰り延べないし見越す場合に計上される科目であり、繰り延べる場合には貸方に計上して“法人税等”勘定から控除し、見越す場合には借方に計上して“法人税等”勘定に加算する。	損益計算書： “法人税等”勘定の直下

それでは、上記の税効果会計の勘定科目を使用して会計処理を示そう。損益計算書の表示も併せて検討すると理解しやすいであろう（figure6-4 参照）。

法人税等を繰り延べる場合：将来の税金（課税所得）を減らす効果のある時期的なズレ発生（繰り延べ時） ←

借) 繰延税金資産 (投資その他の資産)	貸) 法人税等調整額 (法人税等のマイナス)
----------------------	------------------------

将来の税金を減らす分（将来の税金費用）を当期に前払いとして納付している。

解消時

借) 法人税等調整額 (法人税等のプラス)	貸) 繰延税金資産 (投資その他の資産)
-----------------------	----------------------

発生（繰り延べ時）の逆仕訳である。

法人税等を見越す場合：将来の税金（課税所得）を増やす効果のある時期的なズレ発生（見越し時）

借) 法人税等調整額 (法人税等のプラス)	貸) 繰延税金負債 (固定負債)
-----------------------	------------------

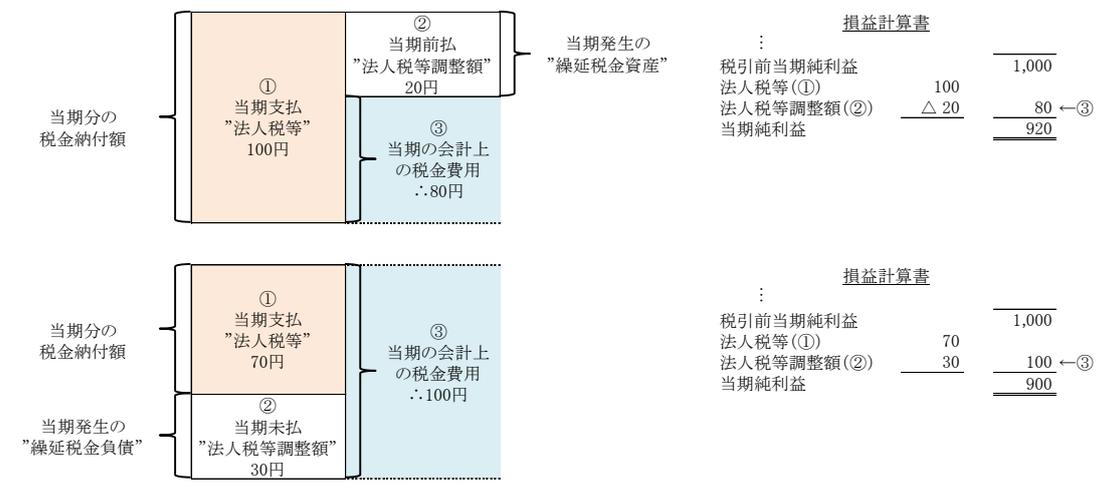
将来の税金を増やす分（当期の税金費用）を当期に未払いとして納付していない。

解消時

借) 繰延税金負債 (固定負債)	貸) 法人税等調整額 (法人税等のマイナス)
------------------	------------------------

発生（見越し時）の逆仕訳である。

Figure6-4



From TEST
本ページの
仕訳
・日商 商簿
・日商 会計学
・全経 商簿
・全経 会計学

Part 6 個別財務諸表における税効果会計

3. ズレる金額の計算

→ 時期的なズレである一時差異には、前述のような将来の税金を減らす効果のある将来減算一時差異と、将来の税金を増やす効果のある将来加算一時差異の二種類がある (figure6-5 参照)。

Figure6-5

将来減算一時差異

	発生年度	解消年度
税務調整	損金不算入(加算)ないし益金算入(加算)	損金算入(減算)ないし益金不算入(減算)
法人税等(すなわち、納付額)	会計上の税金費用に増額して納付	会計上の税金費用に減額して納付
会計上の税金費用	法人税等に減額して会計上の税金費用とする	法人税等に増額して会計上の税金費用とする

将来加算一時差異

	発生年度	解消年度
税務調整	損金算入(減算)ないし益金不算入(減算)	損金不算入(加算)ないし益金算入(加算)
法人税等(すなわち、納付額)	会計上の税金費用に減額して納付	会計上の税金費用に増額して納付
会計上の税金費用	法人税等に増額して会計上の税金費用とする	法人税等に減額して会計上の税金費用とする

ここで、発生時の繰延税金資産の額は、将来減算一時差異発生額に将来解消される時に法定されているであろう税率を乗じて算定する。

$$\text{繰延税金資産} = \text{将来減算一時差異発生額} \times \text{解消時に予定される法定実効税率}$$

なお、解消時の繰延税金資産の額は、当該発生時の金額を消し込むため、同額である。

次に、発生時の繰延税金負債の額は、将来加算一時差異発生額に将来解消される時に法定されているであろう税率を乗じて算定する。

$$\text{繰延税金負債} = \text{将来加算一時差異発生額} \times \text{解消時に予定される法定実効税率}$$

なお、解消時の繰延税金負債の額は、当該発生時の金額を消し込むため、同額である。

Part 6 個別財務諸表における税効果会計

Example6-2

次の資料により、×1年度及び×2年度のそれぞれについて、法人税等の計上および税効果会計に係る仕訳を示しなさい。なお、法人税等の税率は両年度ともに30%である。

×1年度

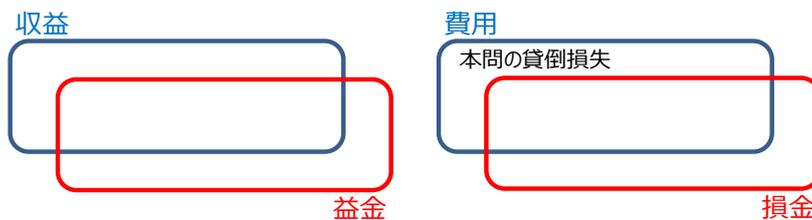
- ① 収益総額は10,000円、費用総額は貸倒損失の1,000円のみである。したがって、税引前当期純利益は9,000円である。
- ② 売掛金の貸倒れが1,000円発生し、企業会計上は貸倒処理したが、法人税法上は損金不算入となった。

×2年度

- ① 収益総額は10,000円、費用総額は0円である。したがって、税引前当期純利益は10,000円である。
- ② ×1年度に貸倒処理した売掛金1,000円を×2年度に損金算入することが認められた。

×1年度

(1) 本問の場合の税務調整



(2) 課税所得と法人税等の計算

税引前当期純利益	9,000円	
調整		
貸倒損失の損金不算入額の発生	1,000円	損金不算入（加算調整）
課税所得	10,000円	

(3) 法人税等の仕訳

(借) 法人税等	※① 3,000	(貸) 未払法人税等	3,000
----------	----------	------------	-------

※① 課税所得10,000円×税率30%（問題文より）=3,000円

(4) 税務調整と税効果会計の仕訳



会計上		税務上	
借方	貸方	借方	貸方
債権 10,000	収益 10,000	債権 10,000	収益 10,000
貸倒損失(費用) 1,000	売掛金 1,000	仕訳なし	

損益計算書(一部)		別表4、別表1	
収益	10,000	益金	10,000
費用	1,000	損金	0
税引前当期純利益	9,000	課税所得	10,000
法人税等(納付額)	3,000	法人税等(課税所得×税率30%)	3,000

貸倒損失の損金不算入発生額の全額 1,000円 ※②
 調整額=※② 1,000円×税率30% (問題文より) =※③ 300円

(借) 繰延税金資産	※③ 300	(貸) 法人税等調整額	※④ 300
------------	--------	-------------	--------

損益計算書		別表4、別表1	
収益	10,000	益金	10,000
費用	1,000	損金	0
税引前当期純利益	9,000	課税所得	10,000
法人税等(納付額)	3,000	法人税等(課税所得×税率30%)	3,000
法人税等調整額(※④)	△ 300		
税引後当期純利益	6,300		

上記の会計上の損益計算書に注目する。税引前当期純利益9,000円と法人税等の税金費用2,700円(3,000円-300円)は、税率30%で対応している。

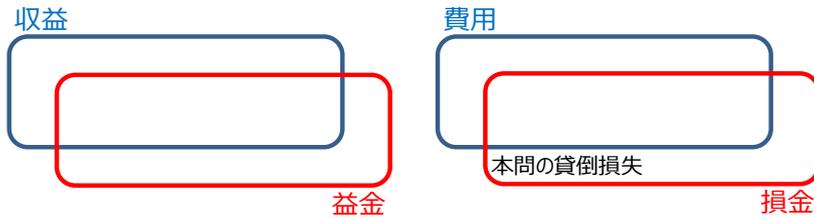
もし、税効果会計の仕訳を実施していなかったらどのような損益計算書になっていただろうか。税引前当期純利益9,000円と法人税等の税金費用3,000円のままとなり、税率30%として対応できなかった。

すなわち、時期的なズレである税金費用を繰り延べた(前払費用として調整した)ことにより、税率30%で対応した損益計算書を作成できたのである。

Part 6 個別財務諸表における税効果会計

×2年度

(1) 本問の場合の税務調整



(2) 課税所得と法人税等の計算

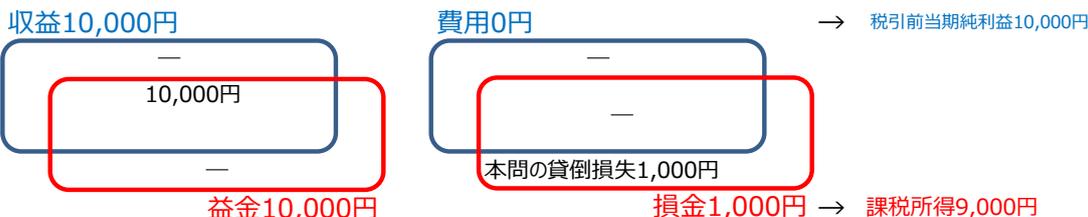
税引前当期純利益	10,000円	
調整		
貸倒損失の損金不算入額の解消	△ 1,000円	損金算入 (減算調整)
課税所得	<u>9,000円</u>	

(3) 法人税等の仕訳

(借) 法人税等	※⑤ 2,700	(貸) 未払法人税等	2,700
----------	----------	------------	-------

※⑤ 課税所得9,000円×税率30% (問題文より) =2,700円

(4) 税務調整と税効果会計の仕訳



会計上		税務上	
借方	貸方	借方	貸方
債権 10,000	収益 10,000	債権 10,000	収益 10,000
仕訳なし		貸倒損失(費用) 1,000	売掛金 1,000

損益計算書(一部)		別表4、別表1	
収益	10,000	益金	10,000
費用	0	損金	1,000
税引前当期純利益	10,000	課税所得	9,000
法人税等(納付額)	2,700	法人税等(課税所得×税率30%)	2,700

貸倒損失の損金不算入解消額の全額 1,000円 ※⑥
 調整額=※⑥ 1,000円×税率30% (問題文より) =※⑦ 300円

(借) 法人税等調整額 ※⑧ 300	(貸) 繰延税金資産 ※⑦ 300
-------------------------	------------------------

×1年度の税効果会計の逆仕訳である。

損益計算書		別表4、別表1	
収益	10,000	益金	10,000
費用	0	損金	1,000
税引前当期純利益	10,000	課税所得	9,000
法人税等(納付額)	2,700	法人税等(課税所得×税率30%)	2,700
法人税等調整額(※⑧)	300		
税引後当期純利益	7,000		

上記の会計上の損益計算書に注目する。税引前当期純利益10,000円と法人税等の税金費用3,000円(2,700円+300円)は、税率30%で対応している。

もし、税効果会計の仕訳を実施していなかったらどのような損益計算書になっていただろうか。税引前当期純利益10,000円と法人税等の税金費用2,700円のままとなり、税率30%として対応できなかった。

すなわち、前期に、時期的なズレである税金費用を繰り延べていたが、それを当期に解消した仕訳を実施したので、税率30%で対応した損益計算書を作成できたのである。

Part 6 個別財務諸表における税効果会計

Chapter 3 税効果会計の考え方（各論）

→ Section1:ズレる金額を繰り延べる場合の上限額

1. ズレる金額を繰り延べる場合の上限額

法人税等の納付額を将来の解消時に減少させる効果がある繰延税金資産の計上には、注意が必要である。というのも、法人税等の計算では、課税所得がマイナスのときに税金が還付されることはないからである。すなわち、発生時に会計上は前払いとしていたものが、解消時に十分な納付額が無いことを原因として、前払い分を納付額減少に全額充てられないこともあり得るからである。

このように、発生時における繰延税金資産の計上時には、将来の税金負担額を軽減させる効果を有しているかどうかを判断しなくてはならない。これを繰延税金資産の回収可能性という。繰延税金資産の回収可能性の判断には、収益力に基づく課税所得の十分性、タックス・プランニングの存在、将来加算一時差異の十分性を考慮することが求められる。

次の example6-3 で、繰延税金資産の回収可能性に疑義のあるケースを検討しよう。

From TEST

・日商 商簿
・日商 会計学
・全経 商簿

To GAAP

・繰延税金資産
の回収可能性
に関する適用
指針

6

Part 6 個別財務諸表における税効果会計

Example6-3

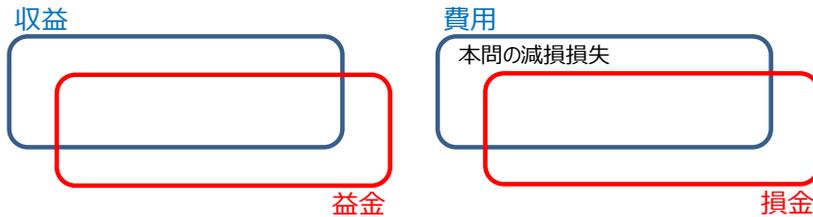
次の資料により、当期の貸借対照表に記載すべき繰延税金資産の金額を求めなさい。

- ① 当期に固定資産の減損会計を適用し、取得原価6,000円の土地を簿価1,000円までに減らすため、下記の仕訳を実施しているが、法人税法上、損金不算入となった。

(借)	減損損失 (特別損失)	5,000	(貸)	土地	5,000
-----	-------------	-------	-----	----	-------

- ② 繰延税金資産の回収可能性を評価した結果、将来の課税所得と相殺可能な将来減算一時差異は4,000円と算定された。
- ③ 法人税等の税率は30%である。

(1) 本問の場合の税務調整



(2) 課税所得と法人税等の計算

税引前当期純利益	X円	
調整		
減損損失の損金不算入額の発生	5,000円	損金不算入 (加算調整)
課税所得	X+5,000円	

(3) 税務調整と税効果会計の仕訳

会計上		税務上	
借方	貸方	借方	貸方
減損損失 5,000	土地 5,000	仕訳なし	

損益計算書 (一部)		当期の別表4、別表1	
税引前当期純利益	X	課税所得	X+5,000
法人税等 (納付額)	0.3 (X+5,000)	法人税等 (課税所得×税率30%)	0.3 (X+5,000)

当期に減損損失を計上した土地を将来に1,000円で売却予定があると想定すると…
 会計上 (当期末における将来の予測) 税務上 (当期末における将来の予測)

借方		貸方	
現金	1,000	土地	1,000

借方		貸方	
現金	1,000	土地	6,000
土地売却損	5,000		

当期末における将来 (解消時の) 別表4の予測	
課税所得	4,000
法人税等 (課税所得×税率30%)	1,200

当期において解消時の課税所得が4,000円と予想されている。この場合の納付額は1,200円である。仮に当期に将来減算一時差異から算出した1,500円 (5,000円×30%) 全額を前払いと考えると、将来の納付額は1,200円-1,500円で△300円となる。ここで、法人税等の還付はないことからマイナスという考え方はできない。

そこで、将来の課税所得を限度に計算した1,200円のみを当期の繰延税金資産の額とする。

減損損失の損金不算入発生額のうち将来の課税所得と相殺可能なもの 問題文②より 4,000円 ※①
 調整額=※① 4,000円×税率30% (問題文より) =※② 1,200円

(借) 繰延税金資産	※② 1,200	(貸) 法人税等調整額	※③ 1,200
------------	----------	-------------	----------

※② この1,200円が繰延税金資産として計上できる上限額である (1,500円のすべてを計上できない。)

損益計算書	
税引前当期純利益	X
法人税等 (納付額)	0.3 (X+5,000)
法人税等調整額 (※③)	△ 1,200
税引後当期純利益	0.7X-300

別表4、別表1	
課税所得	X+5,000
法人税等 (課税所得×税率30%)	0.3 (X+5,000)

貸借対照表

繰延税金資産	1,200
--------	-------

Part 6 個別財務諸表における税効果会計

Case study6-1 ズれる金額を繰り延べる場合の上限額

次の資料にもとづいて、日商株式会社の20×5年度（第146期：20×5年1月1日～20×5年12月31日）に関する下記の問題に答えなさい。なお、計算の過程で生じた千円未満の端数は四捨五入し、解答はすべて千円単位で答えなさい。

[資料1]決算整理前残高試算表（一部）

決算整理前残高試算表（一部）		（単位：千円）	
売掛金	250,000	建物減価償却累計額	135,000
商品	50,000		
建物	900,000		
繰延税金資産	9,000		

[資料2]決算整理事項その他財務諸表に必要な資料

- 商品のうち、帳簿価額32,000千円分について、売価が30,000千円、販売に要する費用が1,800千円と見積もられた。商品評価損は、商品売上原価に含めて表示する。
- 売掛金の期末残高の1%を貸倒引当金として計上する（差額補充法）。
- 建物について減価償却費を計上する。当該建物は、20×2年1月1日に取得したものであり、残存価額はゼロ、耐用年数は20年として減価償却を行っている。
- 税効果会計を適用する。前期末および当期末における予定実効税率は、30%であった。前期末および当期末における一時差異に関する資料は、以下のとおりである。

一時差異の原因	加算/減算	前期末の金額	当期末の金額に関する資料
貸倒引当金	減算	3,000千円	引当金の全額とする。
商品	減算	—	評価損の全額とする。
建物	減算	27,000千円	税務上の耐用年数は25年であった。

当期末において、繰延税金資産の回収可能性を評価した結果、将来の課税所得と相殺可能な将来減算一時差異（将来加算一時差異との相殺前）は40,000千円と判断された。

【問】 20×5年度の損益計算書における法人税等調整額と貸借対照表における繰延税金資産の金額を答えなさい。

解答用紙)

貸借対照表における繰延税金資産 千円

損益計算書における法人税等調整額 千円 ()

() には、借方ないしは貸方を記入しなさい。

解答及び解説)

貸借対照表における繰延税金資産 千円

損益計算書における法人税等調整額 千円 ()

() には、借方ないしは貸方を記入しなさい。

本問は、商品(評価損考慮後)・債権(の評価)・建物(減価償却累計額控除後)の会計上の簿価と税務上の簿価のズレ全額を繰延税金資産(DTA)とできない場合となる。以下で、検討する。(以下、単位:千円)

1. 当期末の一時差異の計算

※①商品(評価損考慮後)

会計上の簿価

正味売却価額: 28,200 (=30,000-1,800)

税務上の簿価

問題文4より、商品評価損は全額認められないので、32,000

当期末の一時差異(会計上と税務上の商品(資産)の額の相違額)

 $28,200 - 32,000 = \Delta 3,800$

※②債権(の評価)

会計上の簿価

売掛金(前T/Bより) $250,000 \times 1\% = 2,500$

税務上の簿価

問題文4より、貸倒引当金は全額認められないので、0

当期末の一時差異(会計上と税務上の債権(資産)の額の相違額)

 $\Delta 2,500 - 0 = \Delta 2,500$

※③建物(減価償却累計額控除後)

会計上の簿価

 $900,000 - \text{減価償却累計額} 900,000 \div 20\text{年} \times 4\text{年} = 720,000$

税務上の簿価

 $900,000 - \text{減価償却累計額} 900,000 \div 25\text{年} \times 4\text{年} = 756,000$

当期末の一時差異(会計上と税務上の建物(資産)の額の相違額)

 $720,000 - 756,000 = \Delta 36,000$

2. 前期末当期末の繰延税金資産

	前期末			当期末		
	一時差異	× 実効税率	= DTA	一時差異	× 実効税率	= DTA
商品	なし			※① 3,800	× 30%	= 1,140
債権	問題文より 3,000	× 30%	= 900	※② 2,500	× 30%	= 750
建物	問題文より 27,000	× 30%	= 8,100	※③ 36,000	× 30%	= 10,800
合計			9,000			12,690

3,690増えたので、当期末の仕訳は以下のとおりとしたところである。

(借) 繰延税金資産	3,690	(貸) 法人税等調整額	3,690
------------	-------	-------------	-------

しかし、問題文(4)より、当期末において将来の課税所得と相殺可能な一時差異は40,000とある。これが上限となる。そこで、上記表を修正する。

Part 6 個別財務諸表における税効果会計

	前期末			当期末		
	一時差異	× 実効税率	= DTA	一時差異	× 実効税率	= DTA
商品	なし					
債権	問題文より 3,000	× 30%	= 900	40,000	× 30%	= 12,000
建物	問題文より 27,000	× 30%	= 8,100			
合計	9,000			12,000		

3,690ではなく、3,000のみが増えたと考え、当期末の仕訳は以下のとおりとする。

(借) 繰延税金資産	3,000	(貸) 法人税等調整額	3,000
------------	-------	-------------	-------

損益計算書の法人税等調整額：3,000 (貸方)	上記仕訳より
貸借対照表の繰延税金資産：12,000	前T/B9,000+上記仕訳3,000

Case study6-1 ズれる金額を繰り延べる場合の上限額

Part 6 個別財務諸表における税効果会計

→ Section2:実効税率変更見込みとズレる金額の計算

From TEST

・日商 会計学

・全経 会計学

1. 将来の実効税率の変更に係る繰延税金資産と繰延税金負債

課税所得に乗じる法定実効税率は、前述のとおり変更されることがある。ここで、課税所得に乗じる当該法定実効税率は、解消されると見込まれる期の税率に基づいて計算する。したがって、法人税等について実効税率の変更があったときには、過年度に計上された繰延税金資産及び繰延税金負債を新たな税率に基づき再計算する。

2. 将来の実効税率の変更に係る修正差額

税率の変更が行われた結果生じた繰延税金資産及び繰延税金負債の修正差額は、基本的に、損益計算書上、税率の変更が行われた年度の“法人税等調整額”勘定に加減して処理する。

ただし、例外もある。例外としては、今後学習するその他有価証券などのように、資産の評価替えにより生じた評価差額が損益計算書を経由せずに純資産の部に計上される場合である。この場合は、当該評価差額に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正差額は評価差額に加減して処理する。

ここでは、基本的な場合の会計処理を検討し、例外の場合については、各 Part で検討しよう。

税率変更の基本的な会計処理

借) 繰延税金資産	貸) 法人税等調整額	※1
-----------	------------	----

※1：当期末の繰延税金資産（※2）－前期末の繰延税金資産（※3）

※2：当期末の将来減算一時差異×変更後の実効税率

※3：前期末の将来減算一時差異×変更前の実効税率

Example6-4

当社は前期に設立された。

当社の将来減算一時差異の当期首残高は1,000円、当期末残高は2,000円であった。前期までの法定実効税率は35%であったが、当期中に法人税等の改正があり法定実効税率が30%に変更された。

以上より、前期と当期における貸借対照表の繰延税金資産の金額、各期の仕訳及び損益計算書の法人税等調整額の金額を示しなさい。

前期末

1. 貸借対照表の繰延税金資産

① 一時差異	② 将来の解消時に 適用されると 見込んでいた税率 (変更前の実効税率)	③ 貸借対照表の 繰延税金資産 (①×②)
1,000円	35%	350円

2. 前期の仕訳

(借) 繰延税金資産	350	(貸) 法人税等調整額	※① 350
------------	-----	-------------	--------

3. 損益計算書の法人税等調整額

350円 (※①)

当期末

1. 貸借対照表の繰延税金資産

① 一時差異	② 将来の解消時に 適用されると 見込んでいる税率 (変更後の実効税率)	③ 貸借対照表の 繰延税金資産 (①×②)
2,000円	30%	600円

常に新たな税率（解消が見込まれる期の税率を、最も新しい情報で更新する。）を当期末の一時差異に乗じて、繰延税金資産を計上することになる。

2. 当期の仕訳

(借) 繰延税金資産	※② 250	(貸) 法人税等調整額	※③ 250
------------	--------	-------------	--------

※② 一年間の法人税等調整額は、繰延税金資産と繰延税金負債を相殺した純額に係る、前期と当期の差額である。したがって、以下のように計算できる。

当期に増減する繰延税金資産＝

当期末の繰延税金資産600円－前期の繰延税金資産350円

3. 損益計算書の法人税等調整額

250円 (※③)

Example6-4

Part 6 個別財務諸表における税効果会計

Case study6-2 実行税率変更見込みとズレる金額の計算

日商株式会社は、当期（第147期）における税引前当期純利益を90,000千円計上した。課税所得の計算上、10,000千円が損金不算入項目（純額）とされた。当期の法人税等の実効税率は、35%であった。

前期末における将来減算一時差異および将来加算一時差異は、それぞれ20,000千円および4,000千円であった。前期末において将来の予定実効税率は、35%と見積もられた。

当期末における将来減算一時差異および将来加算一時差異は、それぞれ35,000千円および7,000千円であった。当期末において将来の予定実効税率は30%と見積もられた。

以上の資料から、次の各問に答えなさい。

【問1】 当社の前期末及び当期末における貸借対照表に計上される繰延税金資産の金額（繰延税金資産と繰延税金負債を相殺した純額）を求めなさい。なお、繰延税金資産の回収可能性に疑義はないものとする。

【問2】 当社の損益計算書（一部）を作成しなさい。

解答用紙)

【問1】

前期末における繰延税金資産の金額（純額） 千円

当期末における繰延税金資産の金額（純額） 千円

【問2】

<u>損益計算書（一部）</u>		(単位：千円)
：		
税引前当期純利益		90,000
法人税等	<input type="text"/>	
法人税等調整額		<input type="text"/>
当期純利益		<u><input type="text"/></u>

解答及び解説)

【問1】

前期末における繰延税金資産の金額（純額） 5,600 千円

当期末における繰延税金資産の金額（純額） 8,400 千円

【問2】

<u>損益計算書（一部）</u>		(単位：千円)
：		
税引前当期純利益		90,000
法人税等	35,000	
法人税等調整額	△ 2,800	32,200
当期純利益		<u>57,800</u>

●法人税等の仕訳

(借) 法人税等	※① 35,000	(貸) 未払法人税等	35,000
----------	-----------	------------	--------

※② 税引前当期純利益90,000千円+損金不算入項目10,000千円=
課税所得100,000千円

課税所得100,000千円×当期の実効税率35%=35,000千円

●税効果会計の仕訳

前期末貸借対照表の繰延税金資産

① 一時差異	② 将来の解消時に 適用されると 見込んでいた税率 (変更前の実行税率)	③ 貸借対照表の 繰延税金資産 (①×②)
20,000円-4,000円=16,000円	35%	5,600円

当期末貸借対照表の繰延税金資産

① 一時差異	② 将来の解消時に 適用されると 見込んでいた税率 (変更後の実効税率)	③ 貸借対照表の 繰延税金資産 (①×②)
35,000円-7,000円=28,000円	30%	8,400円

常に新たな税率(解消が見込まれる期の税率を最も新しい情報で更新する。)を当期末の一時差異に乗じて、繰延税金資産を計上することになる。

(借) 繰延税金資産	2,800	(貸) 法人税等調整額	※② 2,800
------------	-------	-------------	----------

※② 一年間の法人税等調整額は、繰延税金資産と繰延税金負債を相殺した純額に係る、前期と当期の差額である。したがって、以下のように計算できる。

当期に増減する繰延税金資産＝

当期末の繰延税金資産8,400円－前期の繰延税金資産5,600円

Case study6-2 実行税率変更見込みとズレる金額の計算

Part 6 個別財務諸表における税効果会計

Chapter 4 税効果会計における差異の種類

Section1:主な差異

1. 一時差異等と永久差異

Chapter2において、差異の種類には、永久差異と一時差異があることを検討した。さらに、一時差異には、将来減算一時差異と将来加算一時差異があることを学んだ。制度上、税効果を認識するのは、この一時差異であるが、さらに、課税所得と相殺可能な繰越欠損金等も将来において税額を減額する効果を持つことから将来減算一時差異と同様に取り扱われる。この繰越欠損金等は、課税所得がマイナスとなった場合に、将来の限られた期間ではあるが、マイナス部分を繰り越して課税所得がプラスになった年度に相殺することができるものである。

この、繰越欠損金等と一時差異をあわせて一時差異等という。

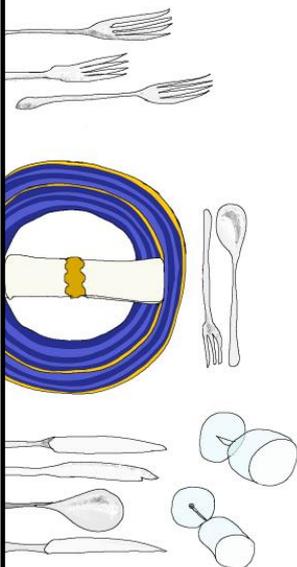
2. 主な差異

一時差異等と永久差異の区別を元に主な差異を紹介する。また、差異ごとの解消事由例もあわせて紹介する。

From TEST

繰越欠損金等

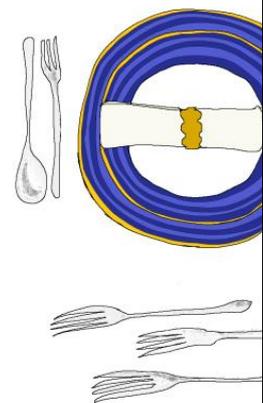
・全経 会計学





差異の種類			主な項目	主な解消事由	
一時 差異等	一時 差異	期間差異 ※1	将来減算 一時差異	棚卸資産評価損の 損金不算入額	棚卸資産の売却時 等
				貸倒引当金の 損金不算入額	翌期の洗替処理時 等
				退職給付引当金の 損金不算入額	退職時
				未払事業税の 損金不算入額	翌期の納付時
				減価償却費の償却限度超過 額の損金不算入額	償却資産の売却時 等
				固定資産の減損の 損金不算入額	固定資産の売却時 等
		将来加算 一時差異	関係会社株式の減損の 損金不算入額	関係会社株式の売 却時等	
	積立金方式による圧縮記帳 の損金不算入額	圧縮積立金の取崩 等			
	評価差額等	その他有価証券評価差額金	翌期の洗替処理時 等		
	等	繰越欠損金	課税所得との相殺 時		
永久差異			受取配当金の益金不算入額	解消しない	
			交際費の損金不算入額	解消しない	
			寄付金の損金不算入額	解消しない	

※1 期間差異：期間差異とは、損益計算書上の収益及び費用の金額と課税所得計算上の益金及び損金の金額との差額である。



From TEST
本ページの
一時差異等
のすべてに
ついて
・日商 商簿
・日商 会計学
・全経 商簿
・全経 会計学

From TEST
・日商 会計学

Part 6 個別財務諸表における税効果会計

Chapter 5 税効果会計の具体的な会計処理

Section1:税効果会計の具体的な会計処理

1. 税効果会計の具体的な会計処理

先の chapter で紹介した一時差異等の主な項目について、税効果会計の具体的な会計処理を example6-5 で検討しよう。

Example6-5

次の資料により、×2年度（決算日は×3年3月31日）の税効果会計を適用した場合の損益計算書（一部）及び貸借対照表（一部）を作成しなさい。

【資料1】

	決算整理前残高試算表	
	×3年3月31日	
	(単位：円)	
繰延税金資産	540	
仮払法人税	700	

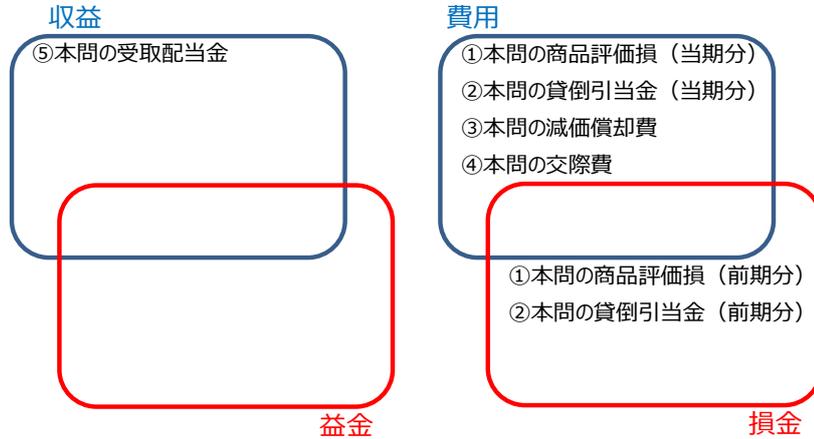
【資料2】

1. 損益計算書で計算された税引前当期純利益は5,000円であり、以下の差異を加減した課税所得に対して30%の法人税等を計上する。また、予定実効税率も30%である。
2. 会計上と税務上の差異
 - ① ×1年度末（前期末）において仕入原価30,000円の商品が陳腐化したため、商品評価損700円を計上したが、法人税法上、損金不算入となった。しかし、×2年度（当期）においてその商品を売却したため、損金算入が認められた。
また、×2年度末（当期末）において仕入原価20,000円の商品が陳腐化したため、商品評価損を600円計上したが、法人税法上損金不算入となった。
 - ② ×1年度末（前期末）において売掛金50,000円に対して500円の貸倒引当金を設定していたが、法人税法上、損金不算入となった。しかし、×2年度（当期）において損金算入が認められた。
また、×2年度末（当期末）において売掛金40,000円に対して400円の貸倒引当金を設定したが、法人税法上、損金不算入となった。
 - ③ ×1年度末（前期末）における減価償却費の償却限度超過額の累計額は600円であった。×2年度（当期）において償却限度超過額300円が損金不算入となったため、×2年度末（当期末）における償却超過額の累計額は900円となった。
 - ④ ×2年度（当期）において交際費200円が損金不算入となった。
 - ⑤ ×2年度（当期）において受取配当金100円が益金不算入となった。

×2年度

I 法人税等の計上 (example9-1と同一である。)

(1) 本間の場合の税務調整



(2) 課税所得と法人税等の計算

税引前当期純利益 (1.)	5,000円	
調整		
商品評価損の損金不算入額の解消 (①)	△ 700円	損金算入 (減算調整)
商品評価損の損金不算入額の発生 (①)	600円	損金不算入 (加算調整)
貸倒引当金の損金不算入額の解消 (②)	△ 500円	損金算入 (減算調整)
貸倒引当金の損金不算入額の発生 (②)	400円	損金不算入 (加算調整)
減価償却費の償却限度超過額 (③)	300円	損金不算入 (加算調整)
交際費の損金不算入額の発生 (④)	200円	損金不算入 (加算調整)
受取配当金の益金不算入額の発生 (⑤)	△ 100円	益金不算入 (減算調整)
課税所得	<u>5,200円</u>	

(3) 法人税等の仕訳

(借) 法人税等	※① 1,560	(貸) 仮払法人税等	※② 700
		未払法人税等	※③ 860

※① 課税所得5,200円×税率30% (問題文1.より) =1,560円

※② 問題文1.より

※③ 差額

Part 6 個別財務諸表における税効果会計

Ⅱ 税効果会計の仕訳

① 商品評価損

前期

		会計上 商品		売上原価			税務上 商品		売上原価
期首		0円	0円		期首		0円		
当期仕入		30,000円	30,000円	期末	当期仕入		30,000円		期末
			△700円				30,000円		
			29,300円						

		借方		貸方				借方		貸方	
		仕入	30,000	現金	30,000			仕入	30,000	現金	30,000
		仕入	0	繰越商品	0			仕入	0	繰越商品	0
決算整理		繰越商品	30,000	仕入	30,000			繰越商品	30,000	仕入	30,000
		商品評価損	700	繰越商品	700			仕訳なし			

税効果会計の仕訳

決算整理	繰延税金資産	210	法人税等調整額	210	※③
------	--------	-----	---------	-----	----

※③ 会計上の費用が700円、税務上の費用は0円である。このため、会計上の利益が税務上の利益より少なくなっている。したがって、700円×税率30%の210円だけ、会計上の税金費用より、実際の法人税等納付額が多くなる。当該210円は、翌期以降、商品が売却されることにより、税務上も費用となるので、会計上は前払いの性格をもつ。したがって、繰延税金資産（前払費用）の計上と法人税等調整額（税金費用のマイナス）の仕訳をきる。

当期

会計上 商品		売上原価	税務上 商品		売上原価
期首	29,300円		期首	30,000円	
		29,300円			30,000円
当期仕入	20,000円	20,000円	当期仕入	20,000円	20,000円
		△600円			
		19,400円			
		期末			期末

	借方	貸方
	仕入 20,000	現金 20,000
	現金 ×××	売上 ×××
決算整理	仕入 29,300	繰越商品 29,300
	繰越商品 20,000	仕入 20,000
	商品評価損 600	繰越商品 600

	借方	貸方
	仕入 20,000	現金 20,000
	現金 ×××	売上 ×××
	仕入 30,000	繰越商品 30,000
	繰越商品 20,000	仕入 20,000
	仕訳なし	

税効果会計の仕訳

決算整理	法人税等調整額 210	繰延税金資産 210	※④
	繰延税金資産 180	法人税等調整額 180	※⑤

※④ 前期に税務上費用とならなかった700円は、当期に税務上費用となっている。すなわち、当期に商品が販売されたことにより、税務上の売上原価は30,000円となり、会計上の売上原価29,300円より700円多くなっている。そこで、前期税効果会計の逆仕訳をきる。

※⑤ 会計上の費用が600円、税務上の費用は0円である。このため、会計上の利益が税務上の利益より少なくなっている。したがって、600円×税率30%の180円だけ、会計上の税金費用より、実際の法人税等納付額が多くなる。当該180円は、翌期以降、商品が売却されることにより、税務上も費用となるので、会計上は前払いの性格をもつ。したがって、繰延税金資産（前払費用）の計上と法人税等調整額（税金費用のマイナス）の仕訳をきる。



Part 6 個別財務諸表における税効果会計

② 貸倒引当金 前期

会計上				税務上	
	借方		貸方	借方	貸方
決算整理	貸倒引当金繰入	500	貸倒引当金	500	
				仕訳なし	

税効果会計の仕訳

決算整理	繰延税金資産	150	法人税等調整額	150	※⑥
------	--------	-----	---------	-----	----

※⑥ 会計上の費用が500円、税務上の費用は0円である。このため、会計上の利益が税務上の利益より少なくなっている。したがって、500円×税率30%の150円だけ、会計上の税金費用より、実際の法人税等納付額が多くなる。当該150円は、翌期、洗い替え処理されることにより、税務上も費用となるので、会計上は前払いの性格をもつ。したがって、繰延税金資産（前払費用）の計上と法人税等調整額（税金費用のマイナス）の仕訳をきる。

当期

会計上				税務上	
	借方		貸方	借方	貸方
決算整理	貸倒引当金	500	貸倒引当金戻入	500	
	貸倒引当金繰入	400	貸倒引当金	400	
				仕訳なし	
				仕訳なし	

税効果会計の仕訳

決算整理	法人税等調整額	150	繰延税金資産	150	※⑦
------	---------	-----	--------	-----	----

決算整理	繰延税金資産	120	法人税等調整額	120	※⑧
------	--------	-----	---------	-----	----

※⑦ 前期に会計上費用とした500円を当期に洗い替えているため、会計上は費用のマイナスとなっている。税務上は費用のマイナスとしていないため、当期の税効果会計として前期の振替仕訳を行う。

※⑧ 会計上の費用が400円、税務上の費用は0円である。このため、会計上の利益が税務上の利益より少なくなっている。したがって、400円×税率30%の120円だけ、会計上の税金費用より、実際の法人税等納付額が多くなる。当該120円は、翌期、洗い替え処理される等により、税務上も費用となるので、会計上は前払いの性格をもつ。したがって、繰延税金資産（前払費用）の計上と法人税等調整額（税金費用のマイナス）の仕訳をきる。

③ 減価償却費

例えば、前々期に取得した資産であり、取得原価3,600円、定額法、残存価額ゼロのものを会計上は3年、税務上は4年で償却しているとする。

		前々期	前期	当期	翌期	→
	取得					
会計上	簿価	3,600	2,400	1,200	0	
	減価償却費		△ 1,200	△ 1,200	△ 1,200	
税務上	簿価	3,600	2,700	1,800	900	0
	減価償却費		△ 900	△ 900	△ 900	△ 900
差額			△ 300	△ 300	900	

前々期

会計上				税務上			
	借方	貸方		借方	貸方		
決算整理	減価償却費 1,200	減価償却累計額	1,200	減価償却費 900	減価償却累計額	900	
税効果会計の仕訳							
決算整理	繰延税金資産 90	法人税等調整額	90				

前期

会計上				税務上			
	借方	貸方		借方	貸方		
決算整理	減価償却費 1,200	減価償却累計額	1,200	減価償却費 900	減価償却累計額	900	
税効果会計の仕訳							
決算整理	繰延税金資産 90	法人税等調整額	90				

当期

会計上				税務上			
	借方	貸方		借方	貸方		
決算整理	減価償却費 1,200	減価償却累計額	1,200	減価償却費 900	減価償却累計額	900	
税効果会計の仕訳							
決算整理	繰延税金資産 90	法人税等調整額	90				※⑨

※⑨ 当期について、会計上の費用が1,200円、税務上の費用900円である。このため、会計上の利益が税務上の利益より300円少なくなっている。したがって、300円×税率30%の90円だけ、会計上の税金費用より、実際の法人税等納付額が多くなる。当該90円は、税務上の償却期間5年が経つ（翌期末）ことにより、税務上も（過去の差異分を含めてすべて）費用となるので、会計上は前払いの性格をもつ。したがって、繰延税金資産（前払費用）の計上と法人税等調整額（税金費用のマイナス）の仕訳をきる。

Part 6 個別財務諸表における税効果会計

- ④ 交際費
永久差異のため税効果会計は適用されない。

- ⑤ 受取配当金
永久差異のため税効果会計は適用されない。

Ⅲ 税効果会計の勘定科目

税効果会計の勘定科目を内訳ごとに整理すると次のとおりである。

前期

	繰延税金資産 (単位：円)	
①商品評価損	210	
②貸倒引当金	150	
③減価償却累計額	180	
計	※⑪ 540	

当期

	繰延税金資産 (単位：円)	
①商品評価損	180	
②貸倒引当金	120	
③減価償却累計額	※⑩ 270	
計	※⑫ 570	

$$\text{※⑩ } 90\text{円} + 90\text{円} + 90\text{円} = 270\text{円}$$

法人税等調整額

$$30\text{円 (※⑬)} = \text{当期繰延税金資産} \text{※⑫} 570\text{円} - \text{前期繰延税金資産} \text{※⑪} 540\text{円}$$

もしくは

法人税等調整額 (単位：円)			
①商品評価損	210	①商品評価損	180
②貸倒引当金	150	②貸倒引当金	120
		③減価償却累計額	90
		計	30

IV 損益計算書（一部）と貸借対照表（一部）

損益計算書（一部）		（単位：円）
：		
税引前当期純利益		5,000
法人税等	※① 1,560	
法人税等調整額	※③ △ 30	1,530
当期純利益		<u>3,470</u>

貸借対照表（一部）		（単位：円）
：		I 流動負債
II 固定資産		未払法人税等
3.投資その他の資産		860
繰延税金資産	570	：
：		

Example6-5

Part 6 個別財務諸表における税効果会計

Chapter 6 税効果会計の具体的な開示

Section1:貸借対照表と損益計算書

1. 貸借対照表の純額表示

税効果会計においては、納税主体ごとに繰延税金資産と繰延税金負債を純額で表示する。したがって、個別財務諸表における税効果会計では、繰延税金資産と繰延税金負債を相殺して純額で貸借対照表に表示する (figure6-6 参照)。

Figure6-6

決算整理後残高試算表	
繰延税金資産	100
繰延税金負債	80

↓ 貸借対照表は純額表示

貸借対照表	
繰延税金資産	20

2. 損益計算書の表示

損益計算書における“法人税、住民税及び事業税”と“法人税等調整額”とその合計である“法人税等合計”の記載においては、次に留意する。すなわち、“法人税等調整額”が貸方残高の場合には、損益計算書上、マイナス符合を記入する (figure6-7 参照)。

Figure6-7

決算整理後残高試算表	
法人税等	10
法人税等調整額	2

↓ 法人税等調整額が貸方残高の場合は..

損益計算書	
税引前当期純利益	200
法人税、住民税及び事業税	10
法人税等調整額	△2 ←マイナスを記入する
法人税等合計	8
税引後当期純利益	192

From TEST

・全経 会計学

Section2:注記

1. 評価性引当額の注記

注記事項における税効果会計関係では、繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳が記載される。当該箇所には発生原因別の繰延税金資産と繰延税金負債の金額が記載されるが、「Chapter3のSection1:ズレる金額を繰り延べる場合の上限額」で検討した回収可能性のない繰延税金資産を“評価性引当額”と名付け、記載しなければならない (figure6-8 参照)。

Figure6-8
例)

繰延税金資産の回収可能性を評価した結果、500百万円の評価性引当額を認識した。

【注記事項】	
⋮	
(税効果会計関係)	
1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	
棚卸資産の評価損	100 百万円
貸倒引当金	200
退職給付引当金	1,200
繰延税金資産小計	<u>1,500</u>
評価性引当額	<u>△ 500</u>
繰延税金資産合計	1,000
	⋮

Example6-6

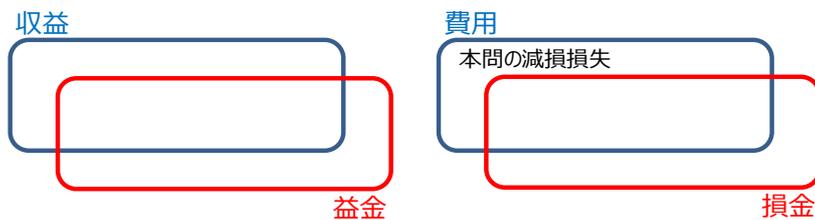
次の資料（Example6-3と同一）により、当期の評価性引当額を求めなさい。

- ① 当期に固定資産の減損会計を適用し、取得原価6,000円の土地を簿価1,000円までに減らすため、下記の仕訳を実施しているが、法人税法上、損金不算入となった。

(借)	減損損失（特別損失）	5,000	(貸)	土地	5,000
-----	------------	-------	-----	----	-------

- ② 繰延税金資産の回収可能性を評価した結果、将来の課税所得と相殺可能な将来減算一時差異は4,000円と算定された。
- ③ 法人税等の税率は30%である。

(1) 本問の場合の税務調整



(2) 課税所得と法人税等の計算

税引前当期純利益	X円	
調整		
減損損失の損金不算入額の発生	5,000円	損金不算入（加算調整）
課税所得	<u>X+5,000円</u>	

Part 6 個別財務諸表における税効果会計

(3) 税務調整と税効果会計の仕訳

会計上				税務上			
借方		貸方		借方		貸方	
減損損失	5,000	土地	5,000	仕訳なし			

損益計算書（一部）				当期の別表4、別表1			
税引前当期純利益			X	課税所得			X+5,000
法人税等（納付額）			0.3 (X+5,000)	法人税等（課税所得×税率30%）			0.3 (X+5,000)

当期に減損損失を計上した土地を将来に1,000円で売却予定があると想定すると…
 会計上（当期末における将来の予測）

借方		貸方	
現金	1,000	土地	1,000

税務上（当期末における将来の予測）

借方		貸方	
現金	1,000	土地	6,000
土地売却損	5,000		

当期末における将来（解消時の）別表4の予測			
課税所得			4,000
法人税等（課税所得×税率30%）			1,200

当期において解消時の課税所得が4,000円と予想されている。この場合の納付額は1,200円である。仮に当期に将来減算一時差異から算出した1,500円（5,000円×30%）全額を前払いと考えると、将来の納付額は1,200円-1,500円で△300円となる。ここで、法人税等の還付はないことからマイナスという考え方はできない。

そこで、将来の課税所得を限度に計算した1,200円のみを当期の繰延税金資産の額とする。

減損損失の損金不算入発生額のうち将来の課税所得と相殺可能なもの 問題文②より 4,000円 ※①
 調整額=※① 4,000円×税率30% (問題文より) =※② 1,200円

(借)	繰延税金資産	※② 1,200	(貸)	法人税等調整額	※③ 1,200
-----	--------	----------	-----	---------	----------

※② この1,200円が繰延税金資産として計上できる上限額である (1,500円のすべてを計上できない。)

損益計算書		別表4、別表1	
税引前当期純利益	X	課税所得	X+5,000
法人税等 (納付額)	0.3 (X+5,000)	法人税等 (課税所得×税率30%)	0.3 (X+5,000)
法人税等調整額 (※③)	△ 1,200		
税引後当期純利益	<u>0.7X-300※④</u>		

※④ 回収不能な一時差異に税率を掛けたものが当該300円である。これを“評価性引当額”という。

貸借対照表

繰延税金資産	1,200
--------	-------

評価性引当額	300円
--------	------

参考) 注記

注記

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
固定資産の減損損失	1,500円
繰延税金資産小計	1,500円
評価性引当額	△ 300円
繰延税金資産合計	1,200円
	⋮

Example6-6

Part 6 個別財務諸表における税効果会計

Case study6-3 評価性引当額

次の資料にもとづいて、日商株式会社の20×5年度（第146期：20×5年1月1日～20×5年12月31日）に関する下記の間に答えなさい。なお、計算の過程で生じた千円未満の端数は四捨五入し、解答はすべて千円単位で答えなさい（問を除いて、Case study9-1と同一である。）。

[資料1]決算整理前残高試算表（一部）

決算整理前残高試算表（一部）		（単位：千円）	
売掛金	250,000	建物減価償却累計額	135,000
商品	50,000		
建物	900,000		
繰延税金資産	9,000		

[資料2]決算整理事項その他財務諸表に必要な資料

- 商品のうち、帳簿価額32,000千円分について、売価が30,000千円、販売に要する費用が1,800千円と見積もられた。商品評価損は、商品売上原価に含めて表示する。
- 売掛金の期末残高の1%を貸倒引当金として計上する（差額補充法）。
- 建物について減価償却費を計上する。当該建物は、20×2年1月1日に取得したものであり、残存価額はゼロ、耐用年数は20年として減価償却を行っている。
- 税効果会計を適用する。前期末および当期末における予定実効税率は、30%であった。前期末および当期末における一時差異に関する資料は、以下のとおりである。

一時差異の原因	加算/減算	前期末の金額	当期末の金額に関する資料
貸倒引当金	減算	3,000千円	引当金の全額とする。
商品	減算	—	評価損の全額とする。
建物	減算	27,000千円	税務上の耐用年数は25年であった。

当期末において、繰延税金資産の回収可能性を評価した結果、将来の課税所得と相殺可能な将来減算一時差異（将来加算一時差異との相殺前）は40,000千円と判断された。

【問】 20×5年度の財務諸表に注記すべき繰延税金資産に係る評価性引当額を答えなさい。

解答用紙)

20×5年度の評価性引当額 千円

解答及び解説)

20×5年度の評価性引当額 690 千円

以下、Case study6-1に追加記載した箇所を赤字で示す。

1. 当期末の一時差異の計算

※①商品（評価損考慮後）

会計上の簿価

正味売却価額：28,200 (=30,000-1,800)

税務上の簿価

問題文4.より、商品評価損は全額認められないので、32,000

当期末の一時差異（会計上と税務上の商品（資産）の額の相違額）

28,200-32,000=△3,800

※②債権（の評価）

会計上の簿価

売掛金（前T/Bより250,000）×1%=2,500

税務上の簿価

問題文4.より、貸倒引当金は全額認められないので、0

当期末の一時差異（会計上と税務上の債権（資産）の額の相違額）

△2,500-0=△2,500

※③建物（減価償却累計額控除後）

会計上の簿価

900,000-減価償却累計額900,000÷20年×4年=720,000

税務上の簿価

900,000-減価償却累計額900,000÷25年×4年=756,000

当期末の一時差異（会計上と税務上の建物（資産）の額の相違額）

720,000-756,000=△36,000

2. 前期末当期末の繰延税金資産

	前期末			当期末		
	一時差異	× 実効税率	= DTA	一時差異	× 実効税率	= DTA
商品	なし			※① 3,800	× 30%	= 1,140
債権	問題文より 3,000	× 30%	= 900	※② 2,500	× 30%	= 750
建物	問題文より 27,000	× 30%	= 8,100	※③ 36,000	× 30%	= 10,800
合計			9,000			12,690

3,690増えたので、当期末の仕訳は以下のとおりとしたいところである。

(借) 繰延税金資産	3,690	(貸) 法人税等調整額	3,690
------------	-------	-------------	-------

しかし、問題文（4）より、当期末において将来の課税所得と相殺可能な一時差異は40,000とある。これが上限となる。そこで、上記表を修正する。

Part 6 個別財務諸表における税効果会計

	前期末		当期末	
	一時差異	× 実効税率 = DTA	一時差異	× 実効税率 = DTA
商品	なし			
債権	問題文より 3,000	× 30% = 900	40,000	× 30% = 12,000
建物	問題文より 27,000	× 30% = 8,100		
合計		9,000		12,000

3,690ではなく、3,000のみが増えたと考え、当期末の仕訳は以下のとおりとする。

(借) 繰延税金資産	3,000	(貸) 法人税等調整額	3,000
------------	-------	-------------	-------

上記のとおり、繰延税金資産を12,690としたいところ、12,000しか計上しないので、その差額である690が回収可能性がないと判断した額である。すなわち、評価性引当額は690である。

参考)

【注記事項】

⋮

(税効果会計)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

棚卸資産の評価損 1,140

貸倒引当金 750

減価償却費損金算入限度超過額 10,800

繰延税金資産小計 12,690

評価性引当額 △ 690

繰延税金資産合計 12,000

⋮

Case study6-3 評価性引当額



Section3:四半期財務諸表と税効果会計

1. 四半期財務諸表と税効果会計 ←

四半期財務諸表の作成にあたっては、原則としてこれまで検討してきた年度の財務諸表の作成と同様の手続きで税効果会計を適用する。ただし、四半期特有の方法として、四半期会計期間を含む事業年度の税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、法人税等を控除する前の四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて法人税等を計算することができる。この場合には、当該法人税等を計上するだけで、繰延税金資産及び繰延税金負債の調整は行わない。

$$\text{見積実効税率} = \frac{\text{予想年間税金費用}}{\text{予想年間税引前当期純利益}}$$

Figure6-9

例)

第1四半期における税引前四半期純利益は100円、将来減算一時差異の発生は30円、永久差異の発生は20円とする。

第1四半期における当期1年間の予想年間税引前当期純利益は400円、予想年間将来減算一時差異は120円、予想年間永久差異は80円と見積もった。

実効税率は30%である。

【原則の処理】

借) 法人税等	45	貸) 未払法人税等	45
---------	----	-----------	----

税引前四半期純利益100円+将来減算一時差異30円+永久差異20円=課税所得(第1四半期分)150円

課税所得(第1四半期分)150円×実効税率30%=45円

∴年度と同様の方法である。

借) 繰延税金資産	9	貸) 法人税等調整額	9
-----------	---	------------	---

将来減算一時差異30円×実効税率30%=9

∴年度と同様の方法である。

【四半期特有の処理(容認の処理)】

借) 法人税等	36	貸) 未払法人税等	36
---------	----	-----------	----

(予想年間税引前当期純利益400円+予想年間永久差異80円)×実効税率30%=予想年間税金費用144円

$\frac{\text{予想年間税金費用144円}}{\text{予想年間税引前当期純利益400円}} = \text{見積実効税率36\%}$

税引前四半期純利益100円×見積実効税率36%=36円

∴年度の方法と異なり、一時差異を考慮した純額の法人税等を算出し、繰延税金資産(負債)を計上しない。

会計上と税務上の費用等の見解の違いで生じる税効果会計の3つの勘定科目。これは、将来の課税所得というまだ見ぬ未来を想定して計上額を算定するので、企業側とそれをチェックする監査人とも見解の相違が生じやすいデリケートで重要な論点であった。

企業会計を担う諸君の技術の重要性のみならず、やりがいも感じる Part である。

Part 6 個別財務諸表における税効果会計

Questions Theory

語句穴埋め問題

Question9-1

以下の文章の①に適切な用語を入れなさい。

当期首現在において繰延税金資産が3,000百万円、繰延税金負債が450百万円あった。当期末現在において、将来減算一時差異が12,000百万円、将来加算一時差異が2,000百万円である場合、当期の法人税等調整額は600百万円となる。ただし、将来の（ ① ）税率は30%、当期首および当期末における将来加算一時差異はその他有価証券の評価差額金について生じたものである。

①

Question9-2

以下の文章の①に適切な用語を入れなさい。

税効果会計において、（ ① ）とは、貸借対照表上に計上されている資産および負債の金額と課税所得計算上の資産および負債の金額との間に差異が生じたときに課税所得の計算上減算され、将来、当該差異が解消するときに課税所得の計算上加算されるものである。

①

To GAAP

・税効果会計に

係る会計基準

第二 ー 3.

Answer9-1

① 実効

Answer9-2

① 将来加算一時差異

Part 6 個別財務諸表における税効果会計

正誤問題

以下のQuestion9-3～9-6までについて、正しいものには○を、誤っているものには×を記入し、×を記入した場合にはその理由を述べなさい。なお、重要性の原則の適用はない。

Question9-3

税効果会計において、将来減算一時差異は、例えば、貸倒引当金、退職給付引当金等の引当金の損金算入限度超過額、減価償却費の損金算入限度超過額、損金に算入されない棚卸資産等に係る評価損等がある場合に生ずる。

To GAAP

・税効果会計に係る会計基準
注解
(注2)

○or×	×の場合はその理由

Question9-4

税効果会計に係る会計基準によれば、一時差異とは、貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と、課税所得計算上の資産及び負債の金額との差額をいい、将来の課税所得と相殺可能な繰越欠損金等については、一時差異と同様に取り扱う。

To GAAP

・税効果会計に係る会計基準
第二 4.

○or×	×の場合はその理由

Question9-5

「税効果会計に係る会計基準」の一部改正によれば、繰延税金資産は流動資産の区分に表示し、繰延税金負債は流動負債の区分に表示する

To GAAP

・「税効果会計に係る会計基準」の一部改正
2項1.

○or×	×の場合はその理由

Question9-6

同一の納税主体において、繰延税金資産と繰延税金負債がある場合には、相殺して表示してはならない。

To GAAP

・「税効果会計に係る会計基準」の一部改正
2項12

○or×	×の場合はその理由

Answer9-3

○orx	xの場合はその理由
○	

Answer9-4

○orx	xの場合はその理由
○	

Answer9-5

○orx	xの場合はその理由
×	繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する。

Answer9-6

○orx	xの場合はその理由
×	同一の納税主体の繰延税金資産と繰延税金負債は双方を相殺して表示し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する。

Part 6 個別財務諸表における税効果会計

To GAAP

・税効果会計に係る会計基準
第二 一 2.

Question9-7

以下の(1)～(2)の文章のそれぞれについて、現行のわが国会計基準等にもとづいた場合、下線部のいずれか一つの語句に誤りが存在する可能性がある。誤っていると思われる場合には、その語句の下線部の記号(a)～(c)のいずれかをI欄に記入した上で、それに代わる正しいと思われる適当な語句または文章をII欄に記入しなさい。また、誤りがない場合には、I欄に○印を記入しなさい。

(1)

その他有価証券の評価差額のように、(a) 当期純利益の算定に含まれない (b) 期間差異についても税効果会計を適用しなければならない。このような場合、(c) 法人税等調整額勘定を用いて当期に納付すべき法人税等に調整を加えるのではなく、評価差額に係る繰延税金負債または繰延税金資産を当該評価差額から控除して計上する。

I 欄	II 欄

(2)

四半期財務諸表の作成にあたっては、(a)実績主義が採用されているため、税金費用の計算についても原則として(b)年度と同様の方法によって計算しなければならない。ただし、財務諸表利用者の判断を誤らせない限り、税引前四半期純利益に(c)年間見積実行税率を乗じて計算する方法も認められる。

I 欄	II 欄

To GAAP

・四半期財務諸表に係る会計基準
14 項

To GAAP

・税効果会計に係る会計基準
第二 二 1.

Question9-8

次の①～③のうち、正しい文章をひとつ選びなさい。

- ① 繰延税金資産は、見積可能な期間における将来の課税所得によって回収可能な金額に限られる。
- ② 繰延税金資産は、当期における実効税率によって算定される。
- ③ 繰延税金資産は、税率の変更によって変動するが、税率の変動による繰延税金資産の変動額は特別損益として表示しなければならない。

--

To GAAP

・税効果会計に係る会計基準
第二 二 2

To GAAP

・税効果会計に係る会計基準
注解
(注7)

Answer9-7

I 欄	II 欄
b	一時差異

I 欄	II 欄
○	

Answer9-8

①
